

# 練馬区ソフトボール協会規約

練馬区ソフトボール協会

# 練馬区ソフトボール協会規約

平成 30 年 4 月

## 第 1 章 総 則

### (名称及び事務所)

第 1 条 本会は、練馬区ソフトボール協会（以下「本会」という。）と称し、事務所を会長所在地におく。

### (目的)

第 2 条 本会は、ソフトボールを愛好する会員相互の親睦とソフトボールの普及、育成を図ることを目的とする。

### (事業)

第 3 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) ソフトボール大会の開催
- (2) ソフトボール教室、講習会の開催、
- (3) 区教育委員会、区体育協会、区スポーツ少年団等主催事業への協力

### (本会の会員組織)

第 4 条 本会は、練馬区民（区内在勤、在学者を含む）で結成されたチーム及び審判部をもって組織する。

### (加入及び休会)

第 5 条 本会に、加入しようとするチームは、登録申込書に入会金を添えて申し込み、役員会を経て、資格を取得するものとする。

- 2 会員チームは、チームとしての活動が休止状態のときは、休会することが出来る。  
この場合、会費は、年間を通じ月数を問わず、年会費の 10% を納入するものとする。  
又、復会するときの入会金はないものとする。
- 3 本会は、会員チームが大会等に参加しないときは、実態を把握し、休会の勧告をすることができる。
- 4 休会中における会員チームは、役員に就任しないととも、総会等における表決権を持たないものとする。

### (会員資格の喪失)

第 6 条 会員が、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) チーム代表者から退会の申し出（退会届）があったとき
- (2) 会員である団体が消滅したとき
- (3) 1 年以上会費を滞納し、役員会において、納入の意思がないものと判断したとき
- (4) 除名されたとき（除名及び除名勧告）

第7条 会員チーム若しくは会員チームの構成員が、次のいずれかに該当するときは、総会において出席総数の三分の二以上の同意により除名若しくは除名勧告することが出来る。

- (1) 本会の名誉を毀損し、設立の趣旨に反したとき
- (2) 本会の秩序を乱す行為をしたとき

## 第2章 会 議

### (会議)

第8条 本会に、次の会議をおく。

- (1) 総 会
- (2) 役員会
- (3) 分科会 (少女部、一般女子部、一般男子部、シニア部及び審判部)
- (4) 大会運営委員会 (各大会毎、記録、審判の代表を含む)

### (会議の内容)

第9条 会議の内容は、次のとおりとする。

総会は、役員と各チーム代表者及び審判部で構成し、年1回以上開催し、次の事項を審議する。

- (1) 事業報告及び計画
- (2) 決算報告及び予算
- (3) その他重要事項

2 役員会は、会長、副会長、部長、副部長及び監事で構成し、本会の運営機関として、次の事項を審議する。

- (1) 総会承認事項
- (2) 協会事業に関すること
- (3) 会長が必要と認めた事項

3 役員会に、部長が欠席する時は、部長の指名する代理者を出席させるものとする。

4 分科会は、当該部長、当該チーム代表者等で構成し、次の事項を審議する。

- (1) 各部の運営について
- (2) 会長が必要と認めた事項

5 大会運営委員会は、当該部長及び当該チーム、審判部、記録部の各代表者によって構成し、次の事項を審議する。

- (1) 当該大会の運営について
- (2) その他

### (会議の招集と議長)

第10条 会議の招集及び議長は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、総会、役員会を招集し、議長の職務を司る
- (2) 当該部長は、当該分科会及び大会運営委員会の委員を招集し、議長の職務を司る

2 会長、副会長及び総務部長は、必要により各分科会及び大会運営委員会に出席して意見を述べる事が出来る。

(会議の定足数)

第11条 会議の定足数は、次のとおりとする。

総会、役員会ともに二分の一（委任状を含む）以上の出席がなければ開催することが出来ない。

(会議の議決)

第12条 会議の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### 第3章 役員等

(役員の種類、定数及び選任等)

第13条 本会に、次の役員をおく。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 2人以上4人以内
- (3) 部長 6人（少女、一般女子、一般男子、シニア、総務及び審判）
- (4) 副部長 6人（少女、一般女子、一般男子、シニア、総務及び審判）  
（但し、各部とも役員会の承認を得て1人増員する事が出来る）
- (5) 監事 1人以上2人以内

2 役員を選出方法は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、5人以上の推薦によって選出し、定数を超えたときは、総会における選挙によって決する。選挙を経ないときは、総会で承認を得るものとする
- (2) 副会長は、3人以上の推薦によって選出し、定数を超えたときは、選挙によって決し、定数に満たないときは、会長の推薦により、総会の承認を得るものとする
- (3) 部長及び副部長は、少女部、一般女子部、一般男子部、シニア部、審判部において推薦し、総会で同意を得るものとする
- (4) 総務部長、副総務部長及び監事は、会長が推薦し、総会で議決を得るものとする

(役員の仕事及び任期)

第14条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その仕事を代理する。
- (3) 部長は、少女部、一般女子部、一般男子部、シニア部及び審判部の仕事を執行する
- (4) 副部長は、部長を補佐し、当該部の仕事を執行する。
- (5) 総務は、各部門間の調整、共通する事項（会計、連絡、書記、庶務等）を執行する。
- (6) 監事は、業務執行の状況を監査すること。

2 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げないものとする。

- (1) 補欠による役員の任期は、前任者の残任期間とする

(2) 役員は、任期満了後であっても後任者が就任するまでは、その任務を執行する

(役員解任)

第15条 役員としてふさわしくない行為があったと認められたときは、役員会において慎重に審議した上、総会の議決により、その役員を解任することができる。

この場合、その役員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

(顧問及び相談役)

第16条 本会に、顧問及び相談役をおくことができる。

(1) 顧問は、学識経験者のある者のうちから役員会の推薦により、総会において同意を得て委嘱する

(2) 相談役は、本会の活動において、多大に貢献した者のうちから、役員会の推薦により、総会の同意を得て委嘱する

(事務担当職員)

第17条 本会に、次の事務担当職員をおくことができる。

(1) 会 計

(2) 連 絡

(3) 書 記

(4) 庶 務

(5) その他、必要な事務の担当

2 事務担当職員は、役員会の推薦により、選任し、総会において報告するものとする。

3 事務担当者の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

## 第4章 会 計

(経費)

第18条 本会の経費は、次に掲げるもので支弁する。

(1) チームの年会費及び運営費

(2) 事業収入

(3) その他の収入

(会費等の納入)

第19条 加入チームは、本会が定める年会費及び運営費を納めなければならない。

(会計年度)

第20条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(余剰金)

第21条 会計年度の終わりに余剰金があるときは、翌年度に繰り越すものとする。

(事業報告及び決算報告)

第22条 総務部長は、会計年度終了後速やかに事業報告書及び決算報告書を作成し、監事の監査を受け、役員会を経て総会に報告し、その承認を受けなければならない。

第5章 規約の改正

(規約の改正)

第23条 本会の規約は、役員会で審議し、総会で議決を得るものとする。

2 本会に定めのない事項は、役員会がその都度審議し、総会の議決を得るものとする。

申し合わせ(平成16年9月19日総会承認)

(1) 総会等において各チームの代表者以外であっても出席し、発言することが出来る。

ただし、表決には加わらない。

また、会議室に制約があるときは、人数について総務部長が調整する。

(2) 役員のうちには、配偶者若しくは3親等以内の親族を含まないものとする。

(3) 平成16年9月19日の改正に伴う役員等の任期は、平成17年3月31日とする。

参考

入会金の改正について(平成19年4月総会承認)

第5条関係 入会金 20,000円を5,000円に変更

申し合わせ(平成21年4月5日総会承認)

(1) 弔意について

協会としての対応は、原則として次の通りとする。

弔慰金は、東京都ソフトボール協会(会長、理事長、審判長及び東ブロックの長及び審判長)、練馬区ソフトボール協会役員に送ることが出来る。

練馬区ソフトボール協会の各チームの代表者については、「会長名による弔電」を送ることが出来る。

詳細は会長・副会長で協議する。

## 附則

この規約は、昭和62年4月1日から施行する。

平成4年10月1日改訂

平成9年4月1日改訂

平成9年9月21日改訂

平成12年5月21日改訂

平成16年9月19日改訂

平成18年4月1日改訂

平成19年4月1日改訂

平成21年4月1日改訂

平成26年4月6日改訂

平成20年4月 申し合わせ事項 『役員変更及び補充の項』、任期満了の為、削除

平成21年4月 申し合わせ事項 『役員定年について』都ソ協規約に合わせ、削除

上記、削除の為 『(2) 弔意について』を『(1)・・・』に修正

平成29年4月2日追記

申し合わせ事項 (1) 弔意についての項 『練馬区ソフトボール協会役員』を追記

分科会としてシニア部を承認

平成30年4月1日追記

第3章 第13条 (4) 副部長について

『(但し、各部とも役員会の承認を得て1人増員する事が出来る)』を追記

令和3年12月11日 略歴削除 HPに掲載